

〔資料紹介〕

大村仁太郎の女子教育への関心

—— 小学校女生徒に

家事経済を教ふる事 ——

堀 佑二

日本が日清戦争を終えて資本主義化の道をすすみだすと、それによって下層人民の家庭の教育力が弱くなるという危惧がうまれた。大村仁太郎はこうした危惧を背景に、「小学校女生徒に家事経済を教ふる事」と云う論文を、帝国教育会の機関誌『教育公報』第二〇一号（明治三十年十月五日発行）に書いた。ここでは小学校教育で女子児童に「家事経済法」を教授することの必要を説いている。大村は学校での「家事経済法」の教授が、家庭の教育力を補い、さらに人格を陶冶する方途でもあると考えた。論文の骨子はドイツの雑誌（雑誌名不明）掲載論文の抄訳ともいべきものだが、当時の日本が直面する社会の問題に立脚する故に、わが国近代知識人が抱く思想の一端を垣間見せるものとして興味深い。

そもそも大村が家庭や婦人・子どもの教育について積極的な発言をはじめるのは、一九〇一年（明治三十四）の渡欧（そこでエレン・ケ

イの教育思想も学んだ）以後であるが、それよりもまえから女子教育に関心を寄せていたことを証するものとして、この論文は注目にあたいます。大村の女子教育への関心は獨逸学協会学校の創立メンバーであり、幹事を務めた山脇玄（ドイツ法紹介の第一人者・行政裁判所長官・貴族院議員）とその妻房子からの影響によるものであろう。山脇玄は大村がドイツから持ち帰ったベーベルの著書『婦人と社会主義』を親しく借りて読んでおり、獨逸学協会学校の別科（ドイツ語教習の学校）が撤退した後の牛込白銀町の校地に、房子は女学校を創め山脇高等女学校（現・山脇学園）を完成させた。山脇夫妻の婦人向上・婦女子職業教育についての問題意識を大村が強く分かち持っていたことは間違いない。

大村のこの論文は、これまでの周年史編纂事業のなかでもっとも大規模に編纂された獨協学園百年史編纂委員会編『独協百年』全五巻（獨協学園百年史編纂室、一九七九—一九八一年）、同編纂委員会編『獨協学園史一八八一—二〇〇〇』ならびに『獨協学園史資料集成』（ともに獨協学園、二〇〇〇年）のいずれにも漏れている。そこで本誌の紙幅をおかりして全文を紹介することにした。なおこの論文は現在、中野光監修『帝国教育会機関紙『教育公報』』第一巻（大空社、一九八四年）に収載されていることを付記する。

（ほりゆうじ）獨協大学大学院経済学研究科

小學校女生徒に家事經濟を教ふる事

帝國教育會常議員 大村仁太郎

本編は獨逸近着の某雜誌に記載するものなるか、其言ふ所頗る見るべきものあり、目下我國に於ては女子教育に關し種々の議論あれども、動もすれば實際の生活より離れて理想的空論に亘るもの少なからず、且現時の女子教育を説くもの多くは中流以上の女子の教育を旨とし、下層社會の女子教育法を講ずるもの少し、甚た遺憾の事と云ふへし、本編は下層社會の子女の教育法として極めて適切なるを覺ふるを以て、こゝに其大要を譯出することとせり

現今社會の發達は小學校の教育制度に多少の變更を加ふべき運に向へるも、教育家の多數は猶ほ舊來の學校制度を固守して之を改むるの勇なきか如し、夫れ社會の發達に依り生業方法に最も甚しき變化を受けたるものは下級人民なり、以前の人民は多く自家に在て生業に従事せるも、今日に於ては父母共に終日外に出て、工場に就くの趨勢を生し、爲に家庭の教育力は實に薄弱となれり、左れとも何人も自己の愛兒を放任して野生的ならしむるを好む者あらざるが故に、此等晝間怙恃なき幼者を預かり、且つ可成は相應の教育を興ふるの組織をば必要と認めざるものなし、吾人は由來兒童を教育するに方り、從來の小學校教育法の如く必ずしも家庭の教育に依頼せされは、兒童の教育は完全なるを得ざるものとは思惟せざるなり、小學校は社會の學館なり、場所

と時代とを度外に擱く所の純理の爲に設けられたるものに非らずして社會の需要に適合せしむべきものなり、故に吾人は信す、小學校なるものは其性質上、本來の目的に反せざる限りは、勞働者兒童の保管法をも、其制度中に容るべきものなることを、

新たに小學制度中に入るべき事業は兒童の手工教育法なるが、近代の傾向によれば又た之と共に女兒の爲め特に家事經濟科をも加ふるを可なりとす、是れ勞働勞態の變化より生ずる必要にして、工業製造の旺盛なる地方、又は都會に於ける下級人民の女兒の小學校を卒ふるや、直ちに工場等に入るか又は家外の職業に従事するを以て、一旦嫁して人の妻となるや、其家事經濟甚だ拙劣不案内を極め、其夫たるもの（多くは勞働者と假定す）原來の貧困既に一の不幸なるに加へて、其妻たる者に衣食を佳良にして牀に適し口に可ならしむるの技倆なくんば、不快に不快を重ねるや言を待たずして明かなり、斯の如くんは其不幸果して如何そや、近時ロートリンゲンの或る工場監督官の視察報告に曰く、此地方に於ける勞働者の衣食方法を見るに、多くは割合に不完全不經濟なり、其給料の以て之を完全にするに足らざれば則ち巴むを得ざるも、給料は之を完全にするに餘りあるに猶ほ斯の如きは、其妻たる者の幼時より製造工場にのみ居りて、烹煮裁縫等に疎く、家事經濟の知識足らざるに職由するものにして、其結果たるや其夫をして毎に好んで酒家に行て飲食するの傾向を生せしめ、爲めに家計上には困難と不經濟とを來たし、家内には一家団樂の快樂を減せしむるに至る云々と、

代議士シエンケンドルフ氏は獨逸に於ける家事經濟教授の普及如何を

調査せんと欲し、全国の人口五千以上を有する市町三百五十ヶ所に照會して取調へたるに、之を施行せる市町八十三、將に施行せんとせるもの二十一なりとの成績を得たり、其内には義務として此教授を勵行せる所あり、女子の小學校を卒業せし者のみに施行せる所もあり、而して其經費はサクセン王國及バーデンに於ては町村之を負擔し、普國に於ては概して組合又は一人の寄附に頼る、殊に一顧の價値あるは、其の郡部委員の議決したる「郡部家事經濟小學校」を設くるの件是れなり、其組織は郡中相當なる生徒（女子）の數存在する所に轉々して設くるもの、即ち所謂の巡回學校なり、此組織は千八百九十五年の工場監督官の報告に徴すれば非常に好成績あることを示せり、

伯林に於ては千八百九十五年より同六年に至るの間に此教育法を施行せし女學校六ヶ所にして、其の授業時日は毎週水曜日の午後二時より六時まで四時間とせり、而して其科目を擧ぐれば如左、

- 家事經濟大意 一科
- 竈、燃料、焚燃に關するもの 二科
- 水、石鹼 二科
- 洗濯 一科
- 乳 二科
- 肉、脂肪、骨 五科
- 馬齡薯、菜 四科
- 澱粉、麵包、醱釀 三科
- 豆類 二科
- 羹汁、香料 一科

魚肉 二科

果實 二科

飲料 一科

病疾及不幸費 一科

營養 一科

心氣恢復 五科

此外特に飲食物に關するもの總て五十四件にして如左、

乳、澱粉、卵の食法 十六科

果實食法 四科

蔬菜 七科

馬齡薯 八科

豆類 五科

飲料 三科

獸肉 七科

魚肉 四科

此等の諸科目を教授するには最初その理論を説明し、次に實地の應用に着手せしむ、而して其調理して出来上りたる物の小部分は生徒等自ら食膳に着席して之を飲食し、以て食菜排列法及び食膳に就きての動作等を學ぶの用に供し、其大部分は他の副食物と共に小兒保育學校の貧兒に惠與するものとす、此等の經費は年額二千八十九「マルク」余を要し、其大部分は「小學校卒業兒童保護組合」より支出し、伯林市は敷地を貸與し、猶五百「マルク」の補助金を下附す、伯林の外に此組織存在する町市及び其之か爲めに支出する年額を擧ぐれば、セム

ニツツ市八千二百「マルク」、カルスルーへ六千「マルク」、ケルン三千八百「マルク」、グラウシヤウ及ハイデルベルグ各三千「マルク」、キール二千九百「マルク」なり、

蓋し小學校に此方法を施行するも敢て他の小學教育を害することなく、却て之か爲め女子をして小學校に入るの興味を覺へしむるの利あり、(ツウヱク博士の伯林に於て三年間調査せし成績に據る)、且つ其授業たるや自然に物理學、化學、動植物學等の興味を生徒に知らしめ、加之瑣末なりと雖とも其實際的なるを以て、近時の如く小學校の授業多くは唯だ理論空談にのみ流れ、舊時の小學校の主義たりし「學校の爲に教ゆるに非らずして處世の爲に教ふるものなり」と云へる金言をして、現時の風潮に注入し幾分か之を匡正するの階梯ともなるへし、實に近時小學校の授業は一に上級學校に入るの豫備を目的とし、小學校を獨立の教育所として爲すもの殆ど稀なり、是を以て元來上級學校に入るを目的とする者は利益あるへきも、此目的なく又は上級學校に入る能はざる貧民子弟に在りては、數年間小學校に學ひたる處、終に自家處世上何等の用を爲さざるの弊あり、即ち小學校の利益一方に偏するの嫌あり、貧民兒童(殊に其女子)の就學者少なきは他に諸因ありと雖とも此邊の消息亦た與て大に力なくんはあらず、然るに此家事經濟の科を設けんか、生徒の父母たるもの目前に其有益を感すべく、從て就學者の増加を見るべく、教育普及の點に於て甚た益なくんはあらざるなり、殊に此方法は工業地々方に於て最も有益なりとす、小學校の目的は固より上級學校の豫備に止る者にあらず、又單に實際的知識のみを與ふるの處に非ず、主として兒童の品性を陶冶するの處

たり、而て兒童に道義の感念を涵養せしむるに最も有効なるは家庭にあれば、家事經濟法の教授は此點に於ても最も密接の關係ありて、兒童の品性を陶冶するに甚た好機會を與ふるの利あり、女子の教育に於て最も然りとす、(完)